平成２９年かすみがうら市議会第３回定例会

市長提出議案概要書

平成２９年８月２９日

かすみがうら市

目　次

○ 報告〔 4件 〕

報告第 7 号　平成２８年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について …… 1

報告第 8 号　平成２８年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について …… 2

報告第 9 号　専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …… 3

報告第 10 号　専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …… 4

○ 承認〔 2件 〕

承認第 3 号　専決処分事項の承認を求めることについて
〈平成２９年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号)〉
…… 5

承認第 4 号　専決処分事項の承認を求めることについて
〈権利の放棄〉 …… 6

○ 条例に関する議案〔 1件 〕

議案第 39 号　かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について【新規制定】 …… 8

○ 予算に関する議案〔 6件 〕

議案第 40 号　平成２９年度かすみがうら市一般会計補正予算（第３号） …… 11

議案第 41 号　平成２９年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 16

議案第 42 号　平成２９年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第１号) …… 17

議案第 43 号　平成２９年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号） …… 18

議案第 44 号　平成２９年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第１号) …… 19

議案第 45 号　平成２９年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第１号） …… 20

○ 決算に関する議案〔 7 件 〕

議案第 46 号　平成２８年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について　…… 21

議案第 47 号　平成２８年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について　…… 22

議案第 48 号　平成２８年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について　…… 23

議案第 49 号　平成２８年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について　…… 24

議案第 50 号　平成２８年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について　…… 25

議案第 51 号　平成２８年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について　…… 26

議案第 52 号　平成２８年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について　…… 27

○ 契約の締結に関する議案〔 4 件〕

議案第 53 号　神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の整備に係る費用の負担等に関する協定の締結について　…… 28

議案第 54 号　霞ヶ浦南小学校給食室厨房機器設備の取得について　…… 29

議案第 55 号　霞ヶ浦中学校給食室厨房機器設備の取得について　…… 30

議案第 56 号　救助工作車の取得について　…… 31

○ その他〔 2件 〕

議案第57号　市道路線の認定について　……　32

議案第58号　市道路線の認定について　……　34

報告第７号	平成２８年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について

１　要　　旨

継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５号第２項の規定に基づき、継続費の精算報告を行うもの。

２　内　　容

（１）　集落等実態調査業務委託

ア　継続年度　平成２７年度～平成２８年度

イ　実 績 額　７，７７６，０００円

（２）　下稲吉小学校施設整備事業

ア　継続年度　平成２７年度～平成２８年度

イ　実 績 額　６２９，２０８，０００円

〔 市長公室：政策経営課 〕

報告第８号	平成２８年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

１　要　　旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２８年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

２　内　　容

（１）　健全化判断比率　　（単位：％）

比率区分	平成２８年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	１３．１９	２０．００
連結実質赤字比率	―	１８．１９	３０．００
実質公債費比率	１０．９	２５．０	３５．０
将来負担比率	６８．２	３５０．０	

（２）　資金不足比率　　（単位：％）

特別会計の名称	平成２８年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	―	２０．０
下水道事業特別会計	―	２０．０
農業集落排水事業特別会計	―	２０．０

〔 市長公室：政策経営課 〕

報告第９号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉

１　要　　旨

物損事故による示談の締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するもの。

２　内　　容

（１）　相手方　[redacted]

（２）　事故の内容　平成２９年５月９日に相手方宅地内の庭で方向転換をすべく後退したところ、後方にあった鉄骨製の車庫の柱に衝突し、柱を破損させた。

（３）　損害賠償額　８２，２９０円（修理費用として）

３　専決処分日

平成２９年８月７日

〔 総務部：検査管財課 〕

報告第１０号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉

１　要　　旨

物損事故による示談の締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告するもの。

２　内　　容

（１）　相手方　[redacted]

（２）　事故の内容　平成２９年７月４日に志戸崎地内の市道へ駐車後に後部座席のドアを開けたところ、対向車のドアミラーと接触したため、相手方のミラー部分を破損させた。

（３）　損害賠償額　３８，６６４円（修理費用として）

３　専決処分日

平成２９年８月９日

〔 総務部：検査管財課 〕

承認第３号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈平成２９年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号)〉

１　要　　旨

平成２９年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

２　内　　容

平成２９年６月１６日に発生した落雷等により被害を受けた防災関連機器の修繕に係る費用及びかすみがうら市内に合宿所とグラウンドを有する学校法人土浦日本大学高等学校が第９９回全国高等学校野球選手権大会出場を決めたことによる市のＰＲ及び知名度向上を期した補助金の交付について、早急に対応する必要があったことから当該事業に係る経費を平成２９年度一般会計補正予算（第２号）により補正を行った。

３　専決処分日

平成２９年８月１日

〔 市長公室：政策経営課 〕

承認第４号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈権利の放棄〉

１　要　　旨

茨城県信用保証協会が求償権を行使し資金を回収した際に、市が回収納付金を受け取る権利を放棄することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

２　内　　容

（１）　放棄した権利の相手方

茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）

（２）　放棄した権利の内容

回収納付金５３，７５３円を受け取る権利

（３）　権利を放棄した理由

自治金融制度による資金の融資を受けた者の再生を支援するため、保証協会が求償権を株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に不等価譲渡するにあたり、保証協会が代位弁済による求償権を行使し資金を回収したときに受け取ることとしていた回収納付金額について、当該納付金を受け取る権利を放棄した。

（４）　専決処分した理由

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の再生支援を受けるにあたっては、平成２９年８月２３日までに市が回収納付金を受け取る権利を放棄する必要があったため専決処分した。

（５）　資　料

自治金融　求償権元本 1,057,187 円

（＝代位弁済元本 1,052,000 円＋代位弁済利息 5,187 円）

日本政策金融公庫の保険金を控除した残額に対する負担割合

求償権の構成

日本政策金融公庫 （代位弁済元本 1,052,000 円×90%） 946,800 円	茨城県信用 保証協会（1/2） 55,194 円	市（1/2） 55,193 円

求償権の放棄後の求償権残高等（＝買取価格）27,587 円

日本政策金融公庫 24,707 円	茨城県 信用保証協会 1,440 円	市 1,440 円

求償権の放棄額　1,029,600 円

日本政策金融公庫 922,093 円	茨城県 信用保証協会 53,754 円	市 53,753 円

３　専決処分日

平成２９年８月１６日

〔 環境経済部：観光商工課 〕

議案第３９号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について【新規制定】

１　要　　旨

地方分権の進展に伴い、地方行政の高度化・専門化が進む中で、高度の専門性を備えた民間等の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性等が高まっていることから、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定され、条例で定めるところにより、任期付職員を採用することが可能となっていることから、新たにこの条例を制定するもの。

２　内　　容

（１）　任期付職員の区分等

区　　分	要　　件	任　　期
特定任期付職員（第２条第１項）	・高度の専門的な知識経験、優れた識見を有する者を、一定の期間、活用することが特に必要な場合	５年を超えない範囲
任期付職員（第２条第２項）	・専門的知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合 ・急速に進歩する技術などの専門的な知識経験を活用することが一定の期間に限られている場合　等	５年を超えない範囲

区　　分	要　　件	任　　期
任期付職員（第３条）	・一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合 ・一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合　等	３年を超えない範囲
任期付短時間勤務職員（第４条）	・一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等において、短時間で勤務させることが必要な場合	３年を超えない範囲

※　第３条、第４条に基づく任期付職員については、業務の状況により、５年を超えない範囲で任期を延長できる。

（２）　任期付職員の給与

ア　特定任期付職員

号給	給料月額
1	３７２，０００円
2	４２０，０００円
3	４７１，０００円
4	５３２，０００円
5	６０７，０００円
6	７０９，０００円
7	８２９，０００円

※　特定任期付職員については、知識経験等に応じて、１～７号給が支給されるが、管理職手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は支給されない。

イ　特定任期付職員以外

一般職の職員に準じて給与が支給される。

ただし、任期付短時間勤務職員については、再任用職員と同様に扶養手当及び住居手当は支給されない。

※民間企業から任期付職員（第３条該当のフルタイム勤務）に採用された場合の初任給試算例

３０歳　大学卒実務経験　７年　　月額２１万円程度

４０歳　大学卒実務経験１３年　　月額２５万円程度

３　施行年月日

平成３０年４月１日

４　附則で改正する条例

・かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

・かすみがうら市職員の給与に関する条例

〔 総務部：総務課 〕

議案第４０号	平成２９年度かすみがうら市一般会計補正予算（第３号）

１　要　　旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ４億９，０８０万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１７１億９，９３０万９千円とするもの。

２　内　　容

（１）　歳入の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,238,586	109,458	2,348,044
県支出金	1,213,041	4,175	1,217,216
繰入金	724,105	110,074	834,179
繰越金	186,429	154,299	340,728
諸収入	171,586	600	172,186
市債	1,707,300	112,200	1,819,500
歳入合計	16,708,503	490,806	17,199,309

（２）　歳出の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
議会費	142,732	210	142,942
総務費	1,909,271	58,750	1,968,021
民生費	6,100,561	112,926	6,213,487
衛生費	1,042,296	25,440	1,067,736

労働費	23,247	860	24,107
農林水産業費	645,476	5,772	651,248
商工費	298,548	27,763	326,311
土木費	1,965,045	201,808	2,166,853
消防費	1,072,310	11,240	1,083,550
教育費	1,309,898	46,037	1,355,935
歳出合計	16,708,503	490,806	17,199,309

（３）　事業別補正予算の説明　　（単位：千円）

歳出（事業）	補正額
ア　議会費の事業費	
・職員等人件費	210
イ　総務費の事業費	
・職員等人件費	11,820
・人事管理事業	875
・人事管理事業（政策）	1,549
・旧小学校施設管理事業	2,484
・企画調整事業（政策）	130
・公共交通対策事業（政策）	30,000
・地域安全対策事業（政策）	3,543
・基幹系電算システム管理事業	8,349

ウ　民生費の事業費	
・職員等人件費	23,260
・国民健康保険特別会計繰出事業	6,562
・臨時福祉給付金給付事業（政策）	1,689
・障害者給付事業	4,968
・国民年金事務事業	324
・後期高齢者保健事業（政策）	600
・介護保険特別会計繰出事業	288
・第一保育所管理運営事業	1,830
・生活保護総務事業	72,790
・生活保護適正化推進事業（政策）	615
エ　衛生費の事業費	
・職員等人件費	1,010
・一般廃棄物処理事業（政策）	24,030
・環境保全推進事業（政策）	400
オ　労働費の事業費	
・職員等人件費	860
カ　農林水産事業費の事業費	
・職員等人件費	610
・農業集落排水事業特別会計繰出事業	190
・米政策推進事業	2,865
・農地維持・資源向上対策事業	2,107

キ　商工費の事業費	
・職員等人件費	23,080
・歩崎公園管理運営事業	4,683
ク　土木費の事業費	
・職員等人件費	7,440
・市道整備事業（政策）	60,398
・下水道事業特別会計繰出事業	13,970
・街路整備事業（政策）	120,000
ケ　消防費の事業費	
・職員等人件費	11,240
コ　教育費の事業費	
・職員等人件費	20,480
・千代田中学校区統合小学校環境整備事業（政策）	495
・霞ヶ浦公民館管理事業（政策）	16,000
・歴史博物館管理運営事業（政策）	9,062

（４）　繰越明許費

款　２　総務費　　項　１　総務管理費

公共交通対策事業（政策）　　３０，０００千円

（５）　債務負担行為の補正

ア　追　加

・新広域ごみ処理施設整備・運営負担金

平成３０年度から平成５２年度まで

５，３５４，７１２千円に消費税及び物価等の変動に伴う増減額を加算した額

・神立駅周辺地区都市再生整備計画事業負担金

平成２９年度から平成３０年度まで

４０９，５０６千円

（６）　地方債の補正

ア　変　更

市道整備事業債	限度額	変更前	３０，５００千円
		変更後	７５，２００千円
神立停車場線整備事業債	限度額	変更前	１６２，５００千円
		変更後	１９５，５００千円
臨時財政対策債	限度額	変更前	６５０，０００千円
		変更後	６８４，５００千円

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第４１号	平成２９年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

１　要　　旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ８８２万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ５８億３，５８２万１千円とするもの。

２　内　　容

（１）　歳入の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	572,370	6,562	578,932
繰越金	1	2,259	2,260
歳入合計	5,827,000	8,821	5,835,821

（２）　歳出の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
諸支出金	5,064	8,821	13,885
歳出合計	5,827,000	8,821	5,835,821

（３）　事業別補正予算の説明　　（単位：千円）

歳出（事業）	補正額
ア　諸支出金の事業費 ・償還事業	8,821

〔 市民部：国保年金課 〕

議案第４２号	平成２９年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

１　要　　旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ１，３９７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１１億５，８９７万円とするもの。

２　内　　容

（１）　歳入の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	605,233	13,970	619,203
歳入合計	1,145,000	13,970	1,158,970

（２）　歳出の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
下水道費	526,927	13,970	540,897
歳出合計	1,145,000	13,970	1,158,970

（３）　事業別補正予算の説明　　（単位：千円）

歳出（事業）	補正額
ア　下水道費の事業費	
・職員等人件費	13,970

〔 上下水道部：下水道課 〕

議案第４３号	平成２９年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

１　要　　旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ１９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ４億４５１９万円とするもの。

２　内　　容

（１）　歳入の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	285,684	190	285,874
歳入合計	445,000	190	445,190

（２）　歳出の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
農業集落排水事業費	174,319	190	174,509
歳出合計	445,000	190	445,190

（３）　事業別補正予算の説明　　（単位：千円）

歳出（事業）	補正額
ア　農業集落排水事業費の事業費	
・職員等人件費	190

〔 上下水道部：下水道課 〕

議案第４４号	平成２９年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第１号）

１　要　　旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ２８万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ３４億５２８万８千円とするもの。

２　内　　容

（１）　歳入の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	525,260	288	525,548
歳入合計	3,405,000	288	3,405,288

（２）　歳出の補正　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
諸支出金	1,004	288	1,292
歳出合計	3,405,000	288	3,405,288

（３）　事業別補正予算の説明　　（単位：千円）

歳出（事業）	補正額
ア　諸支出金の事業費	
・国庫支出金等返還金	288

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第４５号	平成２９年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第１号）

１　要　　旨

今回の補正は、予算第４条に定めた資本的支出の予定額５億６千８６３万３千円に１９５万５千円を増額し、資本的支出の予定額の総額を５億７千５８万８千円とし、予算第８条に定める職員給与費を５千８８８万１千円とするもの。

２　内　　容

（１）　職員給与費

人事異動に伴う給料、手当等の増額

〔 上下水道部：水道課 〕

議案第４６号	平成２８年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　要　　旨

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２８年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（単位：円、％）

区　　分		平成２８年度	(参考)前年度	対 比
歳　入　総　額　①		17,520,529,821	19,347,770,887	△9.4
歳　出　総　額　②		16,659,979,841	18,730,683,508	△11.1
形式収支額③（①－②）		860,549,980	617,087,379	39.5
繰越財源	継続費逓次繰越額	0	73,840,600	
	繰越明許費繰越額	103,844,000	88,355,116	
	計　④	103,844,000	162,195,716	
実質収支額 ⑤(③－④)		756,705,980	454,891,663	66.3

※　繰越明許費繰越　→　総務費　２事業　　（ 3,057 千円）
　　民生費　１事業　　（22,500 千円）
　　土木費　４事業　　（66,381 千円）
　　教育費　２事業　　（11,906 千円）

〔 会計課 〕

議案第４７号	平成２８年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

１　要　　旨

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２８年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（単位：円、％）

区　　分		平成２８年度	(参考)前年度	対 比
歳　入　総　額　①		5,787,401,674	5,960,060,878	△2.9
歳　出　総　額　②		5,785,141,630	5,804,343,205	△0.3
形式収支額 ③（①－②）		2,260,044	155,717,673	△98.5
繰越財源	継続費逓次繰越額	0	0	
	繰越明許費繰越額	0	0	
	計　④	0	0	
実質収支額 ⑤（③－④）		2,260,044	155,717,673	△98.5

〔 会計課 〕

議案第４８号	平成２８年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

１　要　　旨

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２８年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（単位：円、％）

区　　分		平成２８年度	(参考)前年度	対 比
歳　入　総　額　①		700,752,985	659,014,474	6.3
歳　出　総　額　②		697,831,784	656,719,149	6.3
形式収支額 ③（①－②）		2,921,201	2,295,325	27.3
繰越財源	継続費逓次繰越額	0	0	
	繰越明許費繰越額	0	0	
	計　④	0	0	
実質収支額 ⑤（③－④）		2,921,201	2,295,325	27.3

〔 会計課 〕

議案第４９号	平成２８年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

１　要　　旨

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２８年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（単位：円、％）

区　　分		平成２８年度	(参考)前年度	対 比
歳　入　総　額　①		1,094,653,763	1,093,192,057	0.1
歳　出　総　額　②		1,071,220,653	1,078,955,415	△0.7
形式収支額 ③（①－②）		23,433,110	14,236,642	64.6
繰越財源	継続費逓次繰越額	0	0	
	繰越明許費繰越額	433,200	416,000	
	計　④	433,200	416,000	
実質収支額 ⑤（③－④）		22,999,910	13,820,642	66.4

※　繰越明許費繰越　→　下水道費　２事業

〔 会計課 〕

議案第５０号	平成２８年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

１　要　　旨

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２８年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（単位：円、％）

区　　分		平成２８年度	(参考)前年度	対 比
歳　入　総　額　①		443,275,449	425,028,683	4.3
歳　出　総　額　②		434,861,073	417,148,917	4.3
形式収支額 ③（①－②）		8,414,376	7,879,766	6.8
繰越財源	継続費逓次繰越額	0	0	
	繰越明許費繰越額	0	0	
	計　④	0	0	
実質収支額 ⑤（③－④）		8,414,376	7,879,766	6.8

〔 会計課 〕

議案第５１号	平成２８年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

１　要　　旨

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２８年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（単位：円、％）

区　　分		平成２８年度	(参考)前年度	対 比
歳　入　総　額　①		3,257,474,002	3,216,368,320	1.3
歳　出　総　額　②		3,197,110,113	3,117,705,708	2.5
形式収支額 ③（①－②）		60,363,889	98,662,612	△38.8
繰越財源	継続費逓次繰越額	0	0	
	繰越明許費繰越額	0	0	
	計　④	0	0	
実質収支額 ⑤（③－④）		60,363,889	98,662,612	△38.8

〔 会計課 〕

議案第５２号	平成２８年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

１　要　　旨

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成２８年度の水道事業会計決算について、監査委員の意見書を付けて、議会の認定を求めるもの。

２　決算状況

（１）　収益的収支（税抜き）　　（単位：円：％）

区　分	平成２８年度	（参考）　前年度	対　比
収益的収入　①	996,135,056	1,021,947,811	△ 2.5
収益的支出　②	942,571,970	946,221,553	△ 0.4
差引　③　（①－②）	53,563,086	75,726,258	△ 29.3
当年度純利益又は純損失	53,563,086	75,726,258	△ 29.3
当年度末処分利益剰余金	737,785,819	759,948,991	△ 2.9

（２）　資本的収支（税込み）　　（単位：円：％）

区　分	平成２８年度	（参考）　前年度	対　比
資本的収入　①	141,100,000	140,400,000	△ 0.5
資本的支出　②	482,491,786	441,606,514	9.3
差引　③　（①－②）	△ 341,391,786	△ 301,206,514	13.3

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 341,391,786 円は、消費税資本的収支調整額 14,559,137 円及び過年度分損益勘定留保資金 326,832,649 円で補填した。

〔 上下水道部：水道課 〕

議案第５３号	神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の整備に係る費用の負担等に関する協定の締結について

１　要　　旨

神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の整備に係る費用の負担等に関する協定を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第５１号）第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

２　内　　容

（１）　協定の目的

「神立駅自由通路・神立駅橋上化整備事業」について、国の補助制度の見直しにより駅所在地である土浦市が事業主体となることから、費用負担先も土浦市に変更するため本協定を締結するもの。

（２）　整備しようとする事業

ア　神立駅自由通路整備事業

イ　神立駅橋上化整備事業

（３）　協定金額

４０９，５０６，０００円以内で、当該整備事業に要する費用から国の社会資本整備総合交付金として土浦市が受け取る額を除いた額に１００分の３０を乗じて得た額

（４）　協定の相手方

土浦市　茨城県土浦市大和町９番１号

代表者　土浦市長　中　川　　清

〔 土木部：都市整備課 〕

議案第５４号	霞ヶ浦南小学校給食室厨房機器設備の取得について

１　要　　旨

かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校に配置する給食室厨房機器設備を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第５１号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

２　内　　容

（１）　取得する財産　霞ヶ浦南小学校給食室厨房機器設備

（２）　取 得 金 額　３０，７８０，０００円

（３）　相　手　方　茨城県土浦市大岩田１３２９－５

茨城アイホー調理機株式会社

代表取締役　大場　伝美

(参考)

納入期限　　平成３０年１月１２日

〔 総務部：検査管財課 〕

議案第５５号	霞ヶ浦中学校給食室厨房機器設備の取得について

１　要　　旨

かすみがうら市立霞ヶ浦中学校に配置する給食室厨房機器設備を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第５１号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

２　内　　容

（１）　取得する財産　霞ヶ浦中学校給食室厨房機器設備

（２）　取 得 金 額　３９，８９５，２００円

（３）　相　手　方　茨城県土浦市大岩田１３２９－５

茨城アイホー調理機株式会社

代表取締役　大場　伝美

(参考)

納入期限　　平成３０年１月１２日

〔 総務部：検査管財課 〕

議案第５６号	救助工作車の取得について

１　要　　旨

かすみがうら市消防本部に配置する救助工作車を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第５１号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

２　内　　容

（１）　取得する財産　救助工作車

（２）　取 得 金 額　１５４，７３３，７９２円

（３）　相　手　方　東京都千代田区神田須田町１－１６－５

帝商株式会社

代表取締役　峰　直人

(参考)

納入期限　　平成３０年３月１５日

〔 総務部：検査管財課 〕

議案第５７号	市道路線の認定について

１　要　　旨

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるもの。

２　内　　容

下稲吉地内に位置し、開発行為により造成されました、路線の市道認定をするもの。

（１）　認定しようとする路線

ア　路線名　市道８－２９２３号線

イ　延　長　５４．７７メートル

〔 土木部：道路建設課 〕

認定位置図

N
ＪＲ　常磐線
東洋平成ポリマー㈱
茨城工場
【路線認定箇所】
市道8-2923号線
起点：下稲吉2607番78
終点：下稲吉2607番83
延長：54.77m
最大幅員：9.54m
最小幅員：5.00m
桜塚公園
終点
県道牛渡馬場山土浦線
起点
第二千代田南団地

議案第５８号	市道路線の認定について

１　要　　旨

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるもの。

２　内　　容

下稲吉地内に位置し、都市計画道路工事により、付替え道路としての路線を、市道認定するもの。

（１）　認定しようとする路線

ア　路線名　市道８－２９２４号線

イ　延　長　３３．００メートル

〔 土木部：道路建設課 〕

認定位置図

N
かすみがうら市
都市計画道路　神立停車場線
【路線認定箇所】
市道8-2924号線
起点：下稲吉3467番11
終点：下稲吉3467番5
延長：33.0m
最大幅員：8.40m
最小幅員：5.00m
※既設道路8-0396号線の付替え道路となる。
筑波ハウス
市道8-0396号
終点
起点
土浦市